

平成 21 年度 要介護認定実態調査 調査 B 保険者調査質問票

設問中、特に記載のないものに関しては、平成 21 年 6 月 1 日現在の状況でお答えください。

1. 基本情報の入力

問1 貴自治体の基本情報に関して入力してください。

①貴自治体における本調査の担当部署名等について入力してください。必要に応じて当調査事務局から問い合わせをさせていただくことができます。

担当部署名（係名まで）			
FAX 番号		電話番号	

②貴自治体の人口及び第 1 号被保険者数を入力してください。（平成 21 年 4 月 1 日現在 当該日のデータがない場合は、判明しているデータのうち、最も近い時点でのデータを入力してください。）

人	口	人	第 1 号被保険者数	人
---	---	---	------------	---

※ 広域連合・一部事務組合等の場合は、0 人と入力してください。

2. 認定調査の実施方法

問2 貴自治体の被保険者に対する認定調査はどのように実施していますか。（1 つを選択）

なお、2、3 を選択した場合は該当する自治体の保険者番号を選択してください。ただし、住民票を移していない被保険者の調査を他自治体に委託する、または他自治体から受託する等の例外は含めずにお答えください。

1. 貴自治体の被保険者のみを対象に単独で認定調査業務を実施 →問 3 へ
2. 貴自治体が貴自治体以外の申請者を含めた対象に単独実施で認定調査を実施する（認定調査の受託等をしている） →問 3 へ
受託している自治体の自治体番号（WEB 上で検索できます）
（
）
3. 認定調査を行っておらず、他自治体に委託等している →問 1 4 へ
委託先自治体の自治体番号（WEB 上で検索できます）
（
）
4. 保険者ではなく、認定調査を行っておらず、他自治体に委託等もしていない（広域連合、一部事務組合等の場合） →問 1 4 へ

問3～問13は、問2で「1」または「2」と回答した場合のみご回答いただきます。

問3 貴自治体では認定調査を事務受託法人に委託していますか。(一つを選択)

1. 委託している
2. 委託していない

問4 申請者に対する認定調査について事務受託法人もしくは自治体職員が調査を直接行う割合はどの程度ですか。更新、区分変更のそれぞれについて、回答してください。なお、住所地特例による申請分と遠隔地からの申請により直接調査が困難な事例は除いてお答えください。(それぞれ一つを選択)(平成20年度の間)

	2割未満	2割以上 4割未満	4割以上 6割未満	6割以上 8割未満	8割以上 10割未満	10割
居宅・更新	1.	2.	3.	4.	5.	6.
居宅・区分変更	1.	2.	3.	4.	5.	6.
施設・更新	1.	2.	3.	4.	5.	6.
施設・区分変更	1.	2.	3.	4.	5.	6.

問5 更新又は区分変更の申請者のケアプランを策定している事業者について、当該申請者の認定調査に関して何らかの取り決めがありますか。居宅と施設に分けてお答えください。(それぞれ一つを選択) その他の場合は、括弧に具体的に記入してください。

居宅	施設
1. 当該申請者のケアプラン策定者が調査を行うことは認めていない(緊急時には認めている場合も含む)	1. 当該申請者の入所している施設の職員が調査を行うことは認めていない(緊急時には認めている場合も含む)
2. 当該申請者のケアプラン策定者及び利用中のサービス提供事業者が調査することは認めていない(緊急時には認めている場合も含む)	2. 取り決めはない(認定調査を認めている)
3. 取り決めはない(認定調査を認めている)	3. その他()
4. その他()	

問6 貴自治体の自治体職員もしくは事務受託法人職員の調査員数と、うち、フルタイムで就業し、かつ、専従で調査を行う人数をお書きください。

調査員数	人
うちフルタイムで就業し、かつ専従の人数	人

問7 貴自治体が、交付している認定調査員証の数(現在有効なもののみ)と委託を行う認定調査員の数および、貴自治体の被保険者に対して毎月平均5件以上調査を行っていると考えられる調査員の人数をお答えください。正確な数値が分からない場合は、推計値でも構いません。わか

らない場合は○を記載してください。

		概数も わからない
①貴自治体が交付をしている調査員証の数(貴自治体以外が交付するものは含みません)	枚	
②貴自治体が委託を行う調査員の数	人	
③貴自治体の被保険者に対して毎月平均5件以上調査を行っていると考えられる調査員の人数	人	

問8 平成20年度の間、貴自治体を実施した一か月あたりの平均的な調査件数及び、そのうち自治体職員もしくは事務受託法人が調査を行う割合をお答えください。

調査件数	件
------	---

自治体職員・事務受託法人による調査の割合	2割未満	2割以上 4割未満	4割以上 6割未満	6割以上 8割未満	8割以上 10割未満	10割
	1.	2.	3.	4.	5.	6.

3. 調査員研修・指導

問9 平成21年度からの新たな方式での認定調査に関して、「自治体職員・事務受託法人」と「委託事業者」それぞれで現在、実務に携わっている全認定調査員のうち、研修を受けた調査員がどの程度いるかについて、おおよその割合をお答えください。研修の実施主体（市町村、広域連合、都道府県等）は問いません。（それぞれ1つを選択）

	2割未満	2割以上 4割未満	4割以上 6割未満	6割以上 8割未満	8割以上 10割未満	10割	不明
自治体職員・事務受託法人	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.
委託事業者	1.	2.	3.	4.	5.	7.	7.

問10 平成21年4月から開始された新たな方式での認定調査に関して、貴自治体の認定調査の実務に携わっている調査員が参加対象に含まれている「認定調査員研修」は何回開催されましたか。主催者別にお答えください。うち、貴自治体主催の回数もお答えください。ただし、指導者研修は含みません。

		うち貴自治体主催回数
① 都道府県主催	回	—
② 広域連合・一部事務組合主催	回	回
③ 市区町村主催	回	回
④ その他主催	回	—

問11は、問10で「貴自治体主催回数」を1回以上と回答した場合のみお答えいただきます。

問11 貴自治体主催の研修で扱われた内容に関して、以下の項目の説明がどの程度行われたかをお答えください。(それぞれ1つを選択)

(1) 要介護認定制度の基本設計 (認定調査員テキストP3～7)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない (資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(2) 3つの評価軸 (能力、介助の方法、有無) (認定調査員テキストP22～30)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない (資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(3) 各調査項目の定義

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない (資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(4) 特記事項の記載の視点 (選択根拠、手間、頻度) (認定調査員テキストP20～21)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない (資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(5) 常時介助を提供する者がいない等状態の考え方 (認定調査員テキストP27④)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない (資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(6) 朝昼等の時間帯や体調によって介助の方法が異なる場合の考え方（頻度で選択する場合）（認定調査員テキストP26）

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない（資料やテキスト等の配布のみの場合も含む）

(7) 介護が不足している場合の取扱方法（認定調査員テキストP27（2））

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない（資料やテキスト等の配布のみの場合も含む）

(8) 介護認定審査会でより特記事項が重視される方式となったことについての説明

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない（資料やテキスト等の配布のみの場合も含む）

問12 貴自治体では、認定調査員のうち、毎月概ね5件以上の調査を行う調査員に対して「認定調査員テキスト2009」をどのように配布しましたか。電子媒体と紙媒体それぞれについてお答えください。正確な割合が分からない場合は、事務局の方の感覚で構いません。

	電子版（PDF等）	紙媒体（貴自治体で印刷したもの）
自治体職員・事務受託法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. おおよそ全員に配布した 2. 全員ではないが、半数以上には配布した 3. 半数には満たないが配布した 4. ほとんど配布していない 	<ol style="list-style-type: none"> 1. おおよそ全員に配布した 2. 全員ではないが、半数以上には配布した 3. 半数には満たないが配布した 4. ほとんど配布していない
委託事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. おおよそ全員に配布した 2. 全員ではないが、半数以上には配布した 3. 半数には満たないが配布した 4. ほとんど配布していない 	<ol style="list-style-type: none"> 1. おおよそ全員に配布した 2. 全員ではないが、半数以上には配布した 3. 半数には満たないが配布した 4. ほとんど配布していない

問13 平成21年度からの新たな方式での認定調査について、見直し前と比べてどのように考えますか。以下のそれぞれの項目に関してもっとも近い意見を選択してください。

(1) 調査項目が3つの軸（能力・有無・介助の方法）に分類されたことについて

1. 考え方がわかりやすくなった
2. 考え方のわかりやすさは変わらない
3. 考え方がわかりにくくなった
4. わからない

(2) 調査項目の選択について

1. 選択がしやすくなった
2. 以前と変わらない
3. 選択がしにくくなった
4. わからない

(3) 個々の調査項目における選択肢の選択傾向について

1. より軽度の選択肢（できる、介助されていない等）が選択される傾向になった
2. 以前と変わらない
3. より重度の選択肢（できない、全介助等）が選択される傾向になった
4. わからない

(4) 調査員ごとの選択肢の選択や特記事項の記載に関するばらつきについて

1. ばらつきが減少した
2. 以前と変わらない
3. ばらつきが増加した
4. わからない

(5) 特記事項の内容の記載について

1. 充実した
2. 以前と変わらない
3. 以前より少なくなった
4. わからない

(6) 認定調査の見直し（項目数の減少等）による調査員の負担について

1. 負担が減少した
2. 以前と変わらない
3. 負担が増加した
4. わからない

4. 介護認定審査会の体制

問14 平成21年度、貴自治体の介護認定審査会はどのように設置していますか。(1つを選択)また、2、3を選択した場合は該当する自治体の自治体番号を選択してください。

1. 単独で設置→問15へ
2. 複数で設置(貴自治体が審査会事務局の運営を行う)→問15へ
構成する自治体の自治体番号(WEB上で検索できます)
()
3. 複数で設置(貴自治体以外が、審査会事務局の運営を行う)→問29へ
審査会事務局を運営する自治体の自治体番号(WEB上で検索できます)
()

問15～問28は、問14で「1」または「2」と回答した場合のみご回答いただきます。

問15 審査会の開催状況等を入力してください。

平成20年度実績	介護認定審査会開催回数	回
	一回の介護認定審査会に審査する平均的な件数	件
平成21年度実績 (新たな認定方式)	新たな認定方式の分を含む介護認定審査会開催回数(旧認定分が混ざっている場合も含む)	回
	新認定に移行してからの平均的な件数	件

問16 貴自治体では、介護認定審査会の事前に介護認定審査会委員への資料配布を行っていますか。(1つを選択)行っている場合は、介護認定審査会の何日前に資料を配布しているかをお答えください。その他の場合は、括弧に具体的に記入してください。

1. 常に行っている () 日前までに資料を配布している)
2. 行っていない
3. その他 () 例: 件数が少ないときは配布しない等

問17 新たな認定方式における全合議体の平均審査時間、最も審査に時間がかかる合議体の平均審査時間、最も審査に時間がかからない合議体の平均審査時間(1回の合議体開催あたり)をそれぞれお答えください。(正確な統計がない場合は、事務局職員の感覚で構いません)

平均	最も時間がかかる合議体	最も時間がかからない合議体
分	分	分

問18 新たな認定方式において、これまで判定にもっとも時間がかかった案件は、何分程度の時間議論が行われたかお答えください。おおよその時間で構いません。

分

問19 新たな認定方式での審査会において、一次判定修正はどの程度行われていますか。合議体により状況が異なる場合は、もっとも多いパターンの合議体の状況をお答えください。（正確な統計がない場合は、事務局職員の感覚で構いません）（1つを選択）

- | |
|---|
| 1. 一次判定修正・確定のプロセスを省略している
2. 数回の審査で1件以下
3. 毎回の審査で5件以下
4. 毎回の審査で5～10件程
5. 毎回の審査で10件以上 |
|---|

※一次判定修正は、認定調査項目の選択内容を介護認定審査会の判断により修正することです。二次判定での軽度変更・重度変更（要介護状態等区分の変更）とは異なることにご注意ください。

問20 貴自治体における介護認定審査会の合議体数を、定数（※1）、運用数（※2）別に入力してください。（平成21年4月1日現在）

		定数						
		3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上
運用数	3人							
	4人							
	5人							
	6人							
	7人以上							

※1：定数：条例等で定めている合議体委員の定数

※2：運用数：合議体の開催にあたり、通常出席を見込む委員数。例えば、定数は7名であるが通常5人の出席で開催している場合、4名出席での開催がある場合も、通常想定している出席数を運用数と考え5名とする。

問21 介護認定審査会委員の在任年数ごとの人数割合についてお伺いします。（それぞれ1つを選択）

在任年数 人数割合	0割	2割未満	2割以上 4割未満	4割以上 6割未満	6割以上 8割未満	8割以上 10割未満	10割
在任期間2年未満の委員の割合	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.
在任期間5年以上の委員の割合	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.

※一度、委員を辞めた後に再度就任した場合は、合計した年数でお考えください。他の自治体で委員を務めていた経験があることが分かっている場合は、その年数も含めてお考えください。

問22 貴自治体では、介護認定審査会の審議の記録（要介護認定情報管理事業に報告する情報や認定有効期間のみの記録ではなく、特記事項や主治医意見書をもとにした具体的な変更の理由など）をとっていますか。（1つを選択）

- | |
|--|
| 1. 議事録を作成している
2. 通常は、作成していないが、必要な場合にのみ録音記録等から作成する
3. まったく作成していない
4. その他 |
|--|

問23 問22で、「議事録を作成している」、「通常は、作成していないが、必要な場合にのみ録音記録等から作成する」と回答した自治体のみお答えください。下記の項目の中で議事録に記載しているものを選択してください。(あてはまるものすべてを選択)

1. 議論のおおまかな経緯
2. 特に重点的に議論が行われた点
3. 一次判定修正・確定をした調査項目
4. 一次判定修正・確定をした議論の経緯
5. 二次判定での変更の理由となった調査項目・主治医意見書の該当箇所
6. 二次判定での変更の理由となった議論・意見
7. 認定有効期間を定めた根拠

問24 平成21年4月28日付け事務連絡でお示した「参考指標」の活用状況についてお答えください。

1. 常に活用している
2. 必要に応じて活用している
3. 活用していない

5. 介護認定審査会委員研修

問25 平成21年度からの新たな認定方式に関して、貴自治体の全審査会委員のうち、研修を受けた審査会委員がどの程度いるかについて、おおよその割合をお答えください。研修の実施主体（市町村、広域連合、都道府県等）は問いません。（それぞれ1つを選択）

2割未満	2割以上 4割未満	4割以上 6割未満	6割以上 8割未満	8割以上	不明
1.	2.	3.	4.	5.	6.

問26 平成21年4月から開始された新しい認定制度に関して、貴自治体の介護認定審査会に携わっている審査会委員が参加対象に含まれている「審査会委員研修」は何回開催されましたか。主催者別にお答えください。うち、貴自治体主催の回数もお答えください。ただし、事務局職員研修等、審査会委員が直接の対象となっていないものは含みません。

		うち貴自治体主催回数
① 都道府県主催	回	—
② 広域連合・一部事務組合主催	回	回
③ 市区町村主催	回	回
④ その他主催	回	—

問27は、問26で「貴自治体主催回数」を1回以上と回答した場合のみお答えいただきます。

問27 貴自治体の主催の研修で扱われた内容に関して、以下の項目の説明がどの程度行われたかをお答えください。(それぞれ1つを選択)

(1) 要介護認定制度の基本設計に関する説明(審査会委員テキストP1~5)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(2) 3つの評価軸(能力、介助の方法、有無)(審査会委員テキストP6~11)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(3) 各調査項目の定義

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(4) 一次判定修正・確定の方法(審査会委員テキストP17~19)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(5) 二次判定における介護の手間にかかる審査判定の方法(審査会委員テキストP20~24)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(6) 二次判定において「年齢」、「状態像」、「居住環境」等の「介護の手間」ではない要因が変更の理由にはならないことの説明(審査会委員テキストP22~23)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(7) 要支援2、要介護1の判定の仕方(審査会委員テキストP25~27)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

(8) 介護認定審査会として付する意見(認定有効期間・療養に関する意見)の説明(審査会委員テキストP28~31)

1. 特に重点的に説明した
2. 内容に関して一通りは説明した
3. ほとんど説明していない(資料やテキスト等の配布のみの場合も含む)

問28 平成21年度から始まった新たな認定方式の審査判定に関し、(1)～(4)について以下のA～Cの状況をお答えください。

- A. 審査会委員が内容を認識しているかどうか
- B. 審査会委員の評価
- C. 制度改正前と比べて審査方法が変化しているかどうか

(1) 介護認定審査会資料の様式が変更となった趣旨等について

A. 認識	B. 委員の評価	C. 審査判定方法の変化
1. ほぼすべての委員が認識している 2. 多くの委員が認識している 3. 一部の委員が認識している 4. 認識している委員はいない	1. ほぼすべての委員がよい評価をしている 2. 多くの委員がよい評価をしている 3. 一部の委員がよい評価をしている 4. よい評価をしている委員はいない	1. ほぼすべての合議体で審査方法が変わった 2. 多くの合議体で審査方法が変わった 3. 多くの合議体で審査方法は変わっていない(これまでも手順どおり審査を行っていた) 4. 多くの合議体で審査方法は変わっていない(これまでも手順どおり審査を行っていない)

(2) 一次判定ソフトのロジックが変更になった趣旨等について

A. 認識	B. 委員の評価
1. ほぼすべての委員が認識している 2. 多くの委員が認識している 3. 一部の委員が認識している 4. 認識している委員はいない	1. ほぼすべての委員がよい評価をしている 2. 多くの委員がよい評価をしている 3. 一部の委員がよい評価をしている 4. よい評価をしている委員はいない

(3) 二次判定での変更の際に具体的な箇所を示すことが明示されたこと(重度変更及び軽度変更に際し、根拠となる特記事項等の箇所を示すこと)

A. 認識	B. 委員の評価	C. 審査判定方法の変化
1. ほぼすべての委員が認識している 2. 多くの委員が認識している 3. 一部の委員が認識している 4. 認識している委員はいない	1. ほぼすべての委員がよい評価をしている 2. 多くの委員がよい評価をしている 3. 一部の委員がよい評価をしている 4. よい評価をしている委員はいない	1. ほぼすべての合議体で審査方法が変わった 2. 多くの合議体で審査方法が変わった 3. 多くの合議体で審査方法は変わっていない(これまでも具体的な箇所を示していた) 4. 多くの合議体で審査方法は変わっていない(これまでも具体的な箇所を示していない)

(4) 介護認定審査会としての意見（認定有効期間・療養に関する意見）を付すことが明示されたこと

A. 認識	B. 委員の評価	C. 審査判定方法の変化
1. ほぼすべての委員が認識している 2. 多くの委員が認識している 3. 一部の委員が認識している 4. 認識している委員はいない	1. ほぼすべての委員がよい評価をしている 2. 多くの委員がよい評価をしている 3. 一部の委員がよい評価をしている 4. よい評価をしている委員はいない	1. ほぼすべての合議体で審査方法が変わった 2. 多くの合議体で審査方法が変わった 3. 多くの合議体で審査方法は変わっていない(これまでも必要に応じ意見を付していた) 4. 多くの合議体で審査方法は変わっていない(これまでも意見を付していない)

7. 認定調査結果の確認

問29 貴自治体では職員等が介護認定審査会資料の確認を実施していますか。ここでいう確認とは、認定調査員が行った認定結果に対して、調査項目の選択に誤りがないかを確認する作業や特記事項の記載内容に不足がないかを確認する作業等を示します。認定調査員から調査結果を受け取った段階、介護認定審査会資料を作成した段階等、どの時点でおこなっているかは問いません。(1つを選択)

1. 貴自治体内で行っている→問30へ
2. 貴自治体内では行っていないが、他自治体を確認をしている。(→調査は終了です。ご協力ありがとうございました。)
3. 貴自治体内では行っておらず、他で確認しているかは分からない。(→調査は終了です。ご協力ありがとうございました。)

問30 審査会資料を作成する際に、事務局では認定調査票と主治医意見書のどのような点を確認しますか(実際に認定調査員や主治医に問い合わせや修正をするかどうかに関わらず、事務局として確認作業を行っている点をお答えください)。(あてはまるものすべてを選択)

1. 記入漏れや警告コード
2. 特記事項の記載内容
3. 警告コード以外の認定調査項目間の整合性
4. 認定調査項目の選択と定義との整合性
5. 認定調査票と主治医意見書の整合性
6. 特別な医療の選択
7. 障害高齢者・認知症高齢者の日常生活自立度の選択(主治医意見書も含む)
8. より頻回な状況で選択している「介助の方法」の項目
9. 常時、介助を提供する者がいない場合の選択
10. 認定調査員が選択に迷っている調査項目
11. その他(具体的に)

本調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

平成 21 年度 要介護認定実態調査 調査 C 主治医意見書・特記事項調査

貴自治体の審査会において、平成21年6月18日～6月24日の間に最も早期に開催された1合議体の中で審査判定された全審査案件についてご回答いただきます。調査対象となる合議体の審査判定内容を記録し、調査サイトを通じてご回答ください。

※期間内に最も早期に開催された合議体が複数ある場合は、任意の1合議体を選択してください。

調査日における調査対象合議体の全審査案件の具体的な内容に関してお答えいただきます。各審査案件の下記の情報を調査サイト (kaigo-nintei.net) にてご回答ください。

調査サイトでは、調査対象合議体で審査された案件(差し戻しになったものは除く)すべてに関して以下の情報を入力していただきます。

調査サイトでは、審査案件全てが入力できるように回等ページが表示されます。調査サイトからダウンロードできる調査要綱にしたがってご回答ください。

問1 申請区分を選択してください。

1. 新規申請
2. 更新申請
3. 区分変更申請

問2 前回要介護認定区分を記入してください。

1. 前回要介護度なし
2. 要支援 1
3. 要支援 2
4. 要介護 1
5. 要介護 2
6. 要介護 3
7. 要介護 4
8. 要介護 5

問3 審査会資料に記載されている要介護認定等基準時間を記入してください。32.0分以上50.0分未満の場合は、要支援2か要介護1かの選択もしてください。

分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要支援 2 2. 要介護 1
---	--

問4 一次判定修正後の要介護認定等基準時間を記入してください。32.0分以上50.0分未満の場合は、要支援2か要介護1かの選択もしてください。(一次判定修正があった場合のみ記入)

分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要支援 2 2. 要介護 1
---	--

問5 経過措置適用前の二次判定の結果(合議体での審査判定結果)を選択してください。

1. 非該当
2. 要支援 1
3. 要支援 2
4. 要介護 1
5. 要介護 2
6. 要介護 3
7. 要介護 4
8. 要介護 5

問6 申請者の経過措置に関する希望を選択してください。をお答えください。(更新申請のみ回答)

1. 必要なし
2. 必要あり (従来より軽度になった場合、従来の要介護度に戻す)
3. 必要あり (従来より重度になった場合、従来の要介護度に戻す)
4. 必要あり (従来より重度になっても軽度になっても、従来の要介護度に戻す)

問7 最終的な要介護状態区分 (経過措置を適用した場合は適用後の区分) を選択してください。

1. 非該当
2. 要支援1
3. 要支援2
4. 要介護1
5. 要介護2
6. 要介護3
7. 要介護4
8. 要介護5

問8 認定有効期間を入力してください。

	月
--	---

問9 「要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養についての意見」の有無を選択してください。

1. あり
2. なし

問10 「一次判定修正」が行われた場合、修正された調査項目の該当箇所に○を入力してください。また、二次判定において一次判定結果からの重度または軽度の変更を行った場合、特記事項と主治医意見書によりその理由となった項目の該当箇所に○を入力してください。変更の理由として用いた項目の該当箇所が不明な場合、【変更の理由として用いた該当箇所が不明】に○を入力してください。(一次判定修正、二次判定での変更がなかったケースは回答しないでください。)

(1) 特記事項

【変更の理由として用いた該当箇所が不明】

--

【一次判定修正及び変更の理由として用いた該当箇所】

		一次判定修正箇所	二次判定での変更の理由
1 身体機能 起居動作	1-1 麻痺 (左上肢)		
	1-1 麻痺 (右上肢)		
	1-1 麻痺 (左下肢)		
	1-1 麻痺 (右下肢)		
	1-1 麻痺 (その他)		
	1-2 拘縮 (肩関節)		
	1-2 拘縮 (股関節)		
	1-2 拘縮 (膝関節)		
	1-2 拘縮 (その他)		
	1-3 寝返り		

	1-4 起き上がり			
	1-5 座位保持			
	1-6 両足での立位			
	1-7 歩行			
	1-8 立ち上がり			
	1-9 片足での立位			
	1-10 洗身			
	1-11 つめ切り			
	1-12 視力			
	1-13 聴力			
	2 生活機能	2-1 移乗		
		2-2 移動		
		2-3 えんト		
2-4 食事摂取				
2-5 排尿				
2-6 排便				
2-7 口腔清潔				
2-8 洗顔				
2-9 整髪				
2-10 上衣の着脱				
2-11 スポン等の着脱				
2-12 外出頻度				
3 認知機能	3-1 意思の伝達			
	3-2 毎日の日課を理解			
	3-3 生年月日をいう			
	3-4 短期記憶			
	3-5 自分の名前をいう			
	3-6 今の季節を理解			
	3-7 場所の理解			
	3-8 徘徊			
	3-9 外出すると戻れない			
4 精神 行動障害	4-1 被害的			
	4-2 作話			
	4-3 感情が不安定			
	4-4 昼夜逆転			
	4-5 同じ話をする			
	4-6 大声をだす			
	4-7 介護に抵抗			
	4-8 落ち着きなし			
	4-9 一人で出たがる			
	4-10 収集癖			
	4-11 物や衣類を壊す			
	4-12 ひどい物忘れ			
	4-13 独り言・独り笑い			
	4-14 自分勝手に行動する			
	4-15 話がまとまらない			
5 への社会 適応生活	5-1 薬の内服			
	5-2 金銭の管理			
	5-3 日常の意思決定			
	5-4 集団への不適応			
	5-5 買い物			
	5-6 簡単な調理			
特別な医療	5-1 点滴の管理			
	5-2 中心静脈栄養			
	5-3 透析			
	5-4 ストーマの処置			
	5-5 酸素療法			
	5-6 レスピレーター			
	5-7 気管切開の処置			
	5-8 疼痛の看護			
	5-9 経管栄養			
	5-10 モニター測定			
	5-11 じょくそうの処置			
	5-12 カテーテル			
その他	障害高齢者の日常生活自立度			
	認知症高齢者の日常生活自立度			
	概況調査			

(2) 主治医意見書

【変更の理由として用いた該当箇所が不明】

【変更の理由として用いた該当箇所】

1. 傷病に関する意見 (3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容	
5. 特記すべき事項	
その他の箇所	